

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月15日 閣議決定）（抜粋）

1 はじめに

1.1 本計画の趣旨

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」

（以下略）

別添1

「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）」

（マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ）

III 33 の課題を解決するための取組方針

1. マイナンバー関連システム整備

1.7 海外でも利用可能となるようにマイナンバーカードへの「日本国政府」、西暦、ローマ字の表記

【取組方針】

日本国政府が発行したカードであることの券面表記、西暦と和暦との二重表記、氏名のローマ字表記について、2024年（令和6年）からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせた運用開始を目指す。

5. デジタル化に関する制度

5.4 読み仮名の法制化の検討

【現状】

システムにおける氏名の取扱いに当たり、漢字では処理が難しいため、読み仮名（カナ氏名）があることが望まれる。もっとも、現在読み仮名（カナ氏名）を公証する公簿は存在しない。

【取組方針】

2024年（令和6年）からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、公証された氏名の読み仮名（カナ氏名）に基づき、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名（カナ氏名）の法制化を図る。これにより、官民ともに、氏名について、読み仮名（カナ氏名）を活用することで、システム処理の正確性・迅速性・効率性を向上させることができる。